

▶ 幼児教育・保育の無償化の対象と範囲（別表）

施設・事業	無償化の内容			申請先	問い合わせ
	0~2歳児	満3歳児(※1)	3~5歳児		
新制度移行済の幼稚園、認定こども園、保育所	住民税非課税世帯のみ利用料無償		利用料無償	子育て支援課	子育て支援課
地域型保育（小規模保育、事業所内保育等）					
未移行幼稚園		上限月額25,700円		幼稚園	教育総務課
幼稚園、認定こども園の預かり保育		住民税非課税世帯のみ 上限月額16,300円	上限月額 11,300円	幼稚園 認定こども園	教育総務課 子育て支援課
認可外保育施設(※2)	住民税非課税世帯のみ上限月額 42,000円		上限月額 37,000円	子育て支援課	子育て支援課
一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(※2)	住民税非課税世帯のみ上限月額 42,000円		上限月額 37,000円	子育て支援課	子育て支援課
就学前の障害児の発達支援	住民税非課税世帯のみ利用料無償		利用料無償	不要	健康福祉課

(※1) 3歳になった日から最初の3月31日までにあるお子さんです。
 (※2) 保育の必要性を町が認定し、保育所等を利用していないお子さんに限ります。

- ▶ **対象**／寄居町に住民登録がある世帯で、別表の施設・事業を利用しているお子さんの保護者
- ▶ **補助額**／別表の内容を参照してください。実費（施設整備費、給食費等）は対象外となります。
- ▶ **申請**／既に教育・保育の支給認定（1号・2号・3号）を受けているお子さんの保護者は申請の必要はありません。それ以外のお子さんの保護者は、別表の申請先に申請書類を提出し、施設等利用給付認定を受けてください。なお、既に1号認定を受けているお

子さんで、保育の必要な世帯が預かり保育を受ける場合は申請が必要です。

- ▶ **申請書類等の配布**／子育て支援課、教育総務課
※未移行幼稚園については、各幼稚園を通して配布します。

- ☎ 共通 ☎ 581・2121
- 子育て支援課 (☎ 内線201・202)
- 教育総務課 (☎ 内線512)
- 健康福祉課 (☎ 内線122)

幼児教育・保育の無償化 がスタートします！

町では、国の『子ども・子育て支援法』の改正に伴い、本年10月1日から、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策や、生涯にわたる人格の基礎を培う幼児教育・保育の重要性の観点から、3歳から5歳までのお子さんおよび住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施します。



幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するお子さん

- 3歳から5歳までのすべてのお子さんの利用料を無償化します。
- 0歳から2歳までのお子さんは、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
- 未移行幼稚園(※1)については、月額25,700円を上限に無償化します。

(※1)未移行幼稚園とは『子ども・子育て支援法』に移行していない幼稚園をいい、町内では寄居若竹幼稚園が該当します。
 ※実費として徴収されている通園送迎費、食料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 ※この制度の開始に伴い、私立幼稚園就園奨励費制度は9月分までで廃止になります。

幼稚園の預かり保育を利用するお子さん

- 保育の必要性があると認定された場合に、幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じ月額11,300円を上限に預かり保育の利用料を無償化します。
※原則、通っている幼稚園等を経由しての申請となります。

認可外保育施設等を利用するお子さん

- 保育の必要性があると認定された場合に、3歳から5歳のお子さんは月額37,000円を上限に、住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんは月額42,000円を上限に利用料を無償化します。
※対象となる事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。
 ※認可外保育施設をご利用の場合、施設が町に「認可外保育施設設置届」を提出していることが要件になります。

就学前の障害児の発達支援を利用するお子さん

- 3歳から5歳までの就学前の障害児の発達支援を利用するお子さんの利用料を無償化します。
※幼稚園、認定こども園、保育所等を併用する場合、その利用料も無償になります。



新制度移行済の幼稚園・認定こども園・保育所の副食費を免除します！

幼児教育・保育の無償化に伴い、主食費に加え副食費が実費徴収となります。ただし、以下の対象となるお子さんの副食費（おかず、おやつ等の食材費）を免除します。なお、該当する世帯の保護者には、別途ご案内します。

- ▶ **対象**
 年収360万円未満相当世帯のお子さん、第3子以降（国算定基準）の新制度移行済の幼稚園、認定こども園、保育所に通うお子さん

- ▶ **申請**
 申請の必要はありません。



☎ 子育て支援課 (☎ 内線201・202)

企業や病院などに設置している事業所内保育施設は届出が必要になりました！

『児童福祉法』施行規則の一部を改正する省令により、企業や病院などの、従業員の乳幼児を預かる事業所内保育施設については、町への届出が必要になりました。10月から開始される幼児教育・保育の無償化の対象施設になるためには、届出が必須となりますので、既に設置している事業所内保育施設の設置者は、9月30日(月)までに届出をしてください。

また、新たに事業所内保育施設等の認可外保育施設を設置する場合は、設置後1カ月以内に届出をしてください。届出様式は、子育て支援課で配布しているほか、町公式ホームページからも取得できます。

認可外保育施設とは

乳幼児の保育を行うことを目的とする施設で『児童福祉法』による認可を受けた保育所、家庭内保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）、事業所内保育事業および『認定こども園法』による認可を受けた認定こども園以外のものを総称して、認可外保育施設といいます。

☎ 子育て支援課 (☎ 内線201・202)